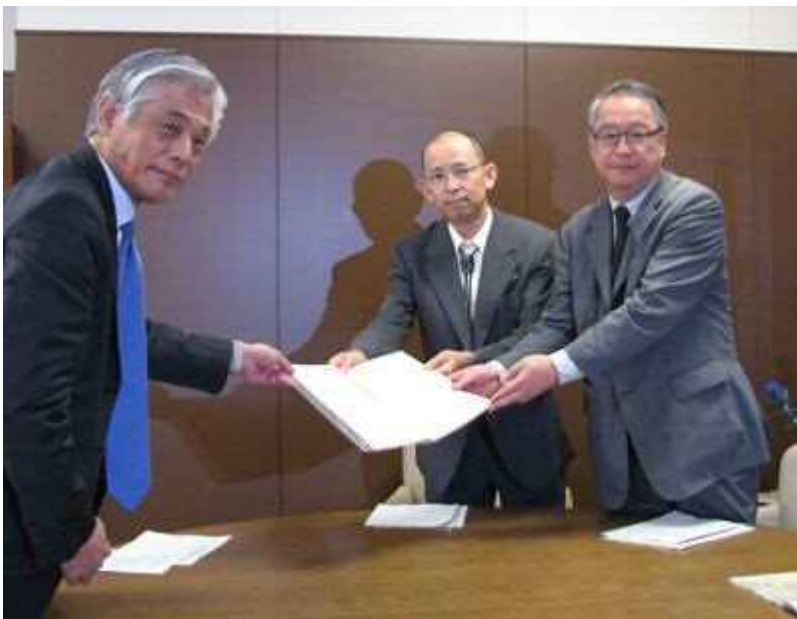


これまで、美術館関係者の間では、欧米の美術館のように展覧会の国家補償制度の導入を期待する声が多く聞かれました。一般の方にはなじみのない話かもしれませんが、欧米の各国ではかなり昔から、展覧会開催のための保険をカバーするために、国家補償制度が導入されていました。この制度は展覧会を開くために海外から高価な作品を借りるときに、一般の保険会社に多額の保険料を払って、保険を掛けるのではなく、万が一のことがあるときには国が保険会社に代わってその損害を補償するという制度です。そのために高額な価値のある美術品をたくさん海外から借りても、保険会社には保険料を払わないで展覧会が開けます。その結果として、経費が抑えられ、内容の濃いよい展覧会が開きやすくなるのです。

長年の懸案であったこの制度が、日本にも今年からついに導入されることとなりました。愛知県美術館が11月から開催するポロック展が、東京の国立西洋美術館で開かれるゴヤ展とともに、この補償制度の導入第1号として認定されました。形としては文部科学大臣と展覧会の主催者が契約を結ぶこととなります。9月の某日、文化庁長官室でその補償契約締結式が行われ、愛知県美術館からは副館長が出席し、ポロック展の巡回先である東京国立近代美術館の松本副館長とともに文化庁長官から補償証明書を受け取りました。(写真)



この制度で補償を受けられる展覧会は、海外からの借用ならなんでもよいというわけではありません。なによりもまず開催の意義のある展覧会で、しかも評価額も非常に高いものに限られます。ポロックの作品は一般の日本人が思い描く以上に評価額は高く、作品一点で100億円、200億円を超えるものさえあります。20世紀後半の美術作品の中では飛び抜けて高額で、所蔵している美術館はどこも大切にしているだけに、作品借用はととても難しいものでした。そうした困難さを乗り越えて、この秋注目のポロック

展が愛知県美術館で開催されます。みなさん是非お見逃しのないように！

(ST)